

美吉野園計画相談支援センター

計画相談支援とは、指定特定相談支援事業所が福祉サービス等の利用を希望する申請者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し、「サービス等利用計画」を作成するとともに、福祉サービス事業者等との連絡調整、計画の定期的な見直しなどを行うものです。（自己負担はございません）

サービスを受けられる為には

計画相談支援（障がい児相談支援）の対象者

サービス等利用計画の提出対象者は、「全ての障がい福祉サービス申請者」と定められています。（地域生活支援事業のみのサービス利用者は提出対象外です）
対象者には市町村より、随時サービス等利用計画案の提出を依頼いたします。

計画相談支援（障がい児相談支援）の流れ

- ① 受付・申請
- ② 障害支援区分の認定
- ③ サービス等利用計画の作成
- ④ サービス担当者会議
- ⑤ 支給決定
- ⑥ サービス利用
- ⑦ 一定期間ごとのモニタリング

事業内容

- ① サービス利用申請や更新時の申請代行
- ② サービス等利用計画の作成
- ③ 福祉サービスを利用するために必要なサービス提供機関との連絡調整
- ④ 市町村・保健医療福祉サービス機関との連絡調整
- ⑤ 福祉に関わる相談、サービス利用時の苦情や疑問の相談対応

営業日・時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8 : 30～午後 5 : 30